富山県リハビリテーション病院・こども支援センターの
指定管理候補予定者の選定結果について

１　指定管理者制度を募集した公の施設

（1）名　称　　富山県リハビリテーション病院・こども支援センター
（2）所在地　　富山市下飯野36番地

２　指定管理者の募集概要

（1）指定管理者が行う主な業務の範囲・概要

① リハビリ病院・こどもセンターの施設及び設備の維持管理に関する業務
② 外来診療に関する業務
③ 病棟の運営に関する業務
④ 手術の実施及び中央材料部門の運営に関する業務
⑤ リハビリテーションの実施に関する業務
⑥ 医薬品等の管理等に関する業務
⑦ 検査の実施に関する業務
⑧ X線・MRI装置を活用した検査の実施に関する業務
⑨ 食事サービスの提供及び栄養管理に関する業務
⑩ 障害児等の支援に関する業務
⑪ 医療の安全の確保に関する業務
⑫ 地域医療機関との連携強化等の実施に関する業務
⑬ 地域における在宅生活の支援等に関する業務
⑭ テクノエイド、人材育成に関する業務
⑮ 利用料金及び手数料の徴収に関する業務
⑯ その他管理に関する業務

（2）指定期間

令和９年４月１日から令和12年３月31日（３年間）

３　公募状況

（1）申請者数　　１者
（2）申請者　　社会福祉法人富山県社会福祉総合センター

４　審査の結果

令和８年11月12日に開催した富山県リハビリテーション病院・こども支援センター指定管理候補者選定委員会において審査した結果、次のとおり指定管理候補予定者を選定しました。

なお、申請者が１者のみであったため、各配点の６割を合格基準点とし、審査しました。

審査基準 ＜配点＞ (合格基準点) / 申請者	1 県民の平等な利用の確保	2 公の施設の効用の最大限の発揮 ＜３００点＞ （１８０点）	3 施設の効率的な管理 ＜１２０点＞ （７２点）	4 公の施設の管理を適正かつ確実に行うための財産的基礎及び人的構成 ＜１８０点＞ （１０８点）	合　計 ＜６００点＞ （３６０点）
社会福祉法人富山県社会福祉総合センター	適	２５７点	７２点	１４７点	４７６点

【審査の概要】

・審査基準１（県民の平等な利用の確保）
適正と評価された。

・審査基準２（公の施設の効用の最大限の発揮）
適正と評価された。

・審査基準３（施設の効率的な管理）
指定管理料上限額の範囲内となっており、適正と評価された。
（提案額）2,929,623 千円（指定管理料の上限額の 100%）

・審査基準４（公の施設の管理を適正かつ確実に行うための財産的基礎及び人的構成）
適正と評価された。

【総　評】
全ての審査基準において合格基準（６割以上）を満たしている。
現指定管理者としての実績やノウハウ、業務遂行能力が総合的に評価された。